

第 25 回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成 29 年 2 月 23 日 午前 9 時 3 0 分

浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1. 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡田 勝	3 番 廣瀬 康友	4 番 近重 良治
6 番 三浦 万人	7 番 牛尾 博美	8 番 小川 明人	9 番 佐々岡上記
1 1 番 齋藤 久行	1 2 番 橋本 安延	1 3 番 小谷 保雄	1 5 番 小松原常雄
1 6 番 三浦 寿紀	1 7 番 狭間 延雄	2 0 番 川方 耕治	2 1 番 岡堂 正顯
2 2 番 三明多佳志	2 3 番 原田 和義	2 4 番 神田 進	2 5 番 岡本 嗣喜
2 6 番 宮崎 龍生	2 7 番 渡辺 弘之	2 8 番 大屋 幸	2 9 番 渡邊 弘登
3 0 番 三浦 博文	3 1 番 岩地 正男	3 2 番 野上 省三	3 3 番 佐々木京子
3 4 番 玉田 一	3 5 番 埴本 徹夫	3 6 番 徳田マスエ	3 7 番 岩田 功

2. 欠席委員

5 番 林 秀司	1 0 番 大谷 数義
1 4 番 岡本 健治	1 8 番 松山 純久
1 9 番 安床 俊雄	

3. 事務局出席職員 川神事務局長、河野農地係長、柴田主任主事
森川主任主事、河野主任主事

会 長 おはようございます。ただいまから第 25 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、5 番林委員、10 番大谷委員、14 番岡本委員、18 番松山委員、19 番安床委員、以上 5 名 の方から欠席の届出が出ております。

なお、本日の議事録署名者は、28 番大屋委員、29 番渡邊委員です。

よろしく申し上げます。

会 長 それでは、議事に入ります。

議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求める。

事務局は説明をお願いします。

事 務 局 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、審議のうえ農業委員会の議決をいただきたいと思います。

では、農用地利用集積計画について、農業委員会柴田主任主事より説明させていただきます。

事 務 局 失礼します。事務局の柴田です。よろしくお願いいたします。

それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、18 件、46 筆、55,810 m²となっております。また、農地保有合理化事業で所有権移転が 1 件、6 筆、4,769 m²となっております。

申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。

公告日は 2 月 27 日を予定しており、利用権設定については開始日を 3 月 1 日以降としております。農用地利用集積計画(案)については以上でございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。

会 長 無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方

の挙手をお願いします。

委員 ～全委員 挙手

会長 ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会長 続きまして、議第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。

農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料4ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は国分町の畑227㎡です。場所は、介護老人保健施設夕日が丘から約300m東の、国分町1町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するものです。なお、申請地がすでに個人住宅に転用されており、始末書の提出がありましたので総会資料5ページに掲載しております。周囲は自己所有地であり、他の農地への影響はないものと思われま

す。

農地法第4条申請については、以上1件です。

会長 ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号、お願いします。

第22番 (三明 多佳志 委員) 22番三明です。報告がありましたとおり事務局さんと現地確認しました。何ら問題はありませんので、よろしくお願いします。

会長 以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。

会長 では採決に入ります。

第4条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委員 ～挙手 多数

会長 ありがとうございます。以上で農地法第4条申請については承認されました

ので、そのように処理をいたします。

会 長 続きます。議第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。

農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料7ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は、三隅町古市場の畑1,221㎡の内359㎡です。

場所は浜田三隅小学校から約1km南西の古市場中組です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に三隅道路の工事用現場事務所及び駐車場を建設するものです。なお、申請地がすでに資材置場に転用されており、顛末書の提出がありましたので総会資料5ページに掲載しております。また、本申請は16カ月間の一時転用となっており、周囲に隣接する農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま。

続きます。2号について説明します。申請地は、資料9ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、原井町の畑258㎡です。場所は浜田消防本部から約100m南の原井3-2町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種住居区域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するもので、他の農地への影響はないものと思われま。

農地法第5条申請については、以上2件です。

会 長 ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号、お願いします。

第2番 (岡田 勝 委員) はい、2番岡田です。益田三隅道路の関係で、先月、申請の出したトンネル工事の現場プラントを設置する件の隣接地でございまして、同じ業者が、現場事務所と駐車場ということで申請がありました。このあたりは、昭和58年の災害時に、かなりの土砂で埋め立てています。その当時、プレハブ

が立っていたように思いますが、問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

会 長 2号については松山委員ですが、本日欠席でございますので、事務局の方で説明をお願いします

事務局 はい、2号についてですが、松山委員と現地を確認いたしました。問題は無いとの意見をいただいておりますので、ご報告いたします。

会 長 以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。

第26番 はい、26番宮崎です。一時転用の場合、限定の期間について、最高どれくらいの期間となるのでしょうか。また、短い期間で有れば、申請しなくても良いのか教えてください。

会 長 事務局の方で回答をお願いします。

事務局 はい、一時転用の場合ですが、第一種農地は、基本的に転用はできませんが、一時転用は、どのような場所でも、一時的に転用は可能です。期間については、最高で3年となっています。また、最短で1日となっています。なお、たとえ1日であっても申請の必要はあります。

会 長 宮崎委員、よろしいでしょうか。

その他、ございませんか。

ないようですので、採決に入りたいと思います。

第5条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ~挙手 多数

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第4号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害

により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1号は、資料は11ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は、三隅町室谷の畑、外3筆の田畑、合計935㎡です。場所は旧井野小学校室谷分校から約400m南東の、上室谷地区です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化しています。

続きまして2号、資料は4ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は、国分町の畑、608㎡です。場所は先ほどと同じ、介護老人保健施設夕日が丘から約300m東の、国分町1町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化しています。

続きまして3号、資料は12ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、野原町の畑、423㎡です。場所は、西部免許センターから約500m西の、野原町1町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。

続きまして4号、資料は13・14ページ、図面番号⑥⑦をご覧ください。申請地は、三階町の田、外3筆の田、と野原町の畑、外2筆の畑、合計3,113.61㎡です。場所は、島根県立大学から約700m南東の、三階町3町内と同じく島根県立大学から約350m北の野原町1町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化しています。

転用統制外証明願は、以上4件です。

会長 会長 会長
ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

第11番 1号、お願いします。
(齋藤 久行 委員) 11番齋藤です。先日、現地確認をいたしました。写真のとおりでございますので、よろしくお願いします。

第22番 2号、お願いします。
(三明 多佳志 委員) 22番三明です。報告がありましたとおり入っていけない場所ですので、よろしくお願いします。

3号と、4号野原町部分につきましては松山委員ですが、本日欠席でございます

すので、事務局の方で説明をお願いします

事務局

はい、松山委員と2カ所を確認いたしました。山なり、原野化しているの、問題ないとの意見をいただいておりますので、ご報告いたします。

続いて4号三階町部分、お願いします。

第24番

(神田 進 委員) 24番神田です。先日、現地確認をいたしました。写真のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

会長

以上で転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。ございませんか。

会長

転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

委員

～挙手 多数

会長

ありがとうございました。ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会長

続きまして、議第5号、特定農用地利用規定の認定について、事務局の説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定により、特定農用地利用規程の認定申請について審議のうえ農業委員会の意見をいただきたいと思います。

では、農林振興課普及支援係河野主任主事より説明させていただきます。

事務局

(農林振興課、別添資料について説明)

会長

以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。

第16番

はい、16番三浦です。特定農用地利用規定認定申請書において、団体名が、「西の郷地区農用地利用改善組合」となっていますが、その組合と、「農事組合法人 西の郷」の組織の違いを教えてください。

事務局

はい、この申請については、「その地域にある農地をどのように改善していくか。」という組織がありまして、そこで、農地の将来について話し合っております。この時に、「自分達では中々守っていけない。」という場合に、特定の相手方を設定して農地を守っていくという形になっています。あくまでも、集落の中

で農地の利用改善について考える規約がありまして、その中で、農地の担い手として、それぞれの地域の農事組合法人を設定した形になっていますので、ご理解ください。

会 長 他にございませんか。

無いようですので、今回の特定農用地利用規程の認定申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ～全委員 挙手

会 長 ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きまして、協議、報告事項について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。

1号は、資料16ページ、図面番号⑧をご覧ください。届出地は、金城町追原の田、287 m²の内6 m²です。場所は、美又温泉から約1 km北の大元地区です。この届出は、平成29年2月24日から平成29年3月31日までを工事期間として、携帯電話の基地局を増設設置するというものです。

続きまして2号は、資料17ページ、図面番号⑨をご覧ください。届出地は、三隅町河内の畑、95 m²の内4 m²です。場所は、介護老人保健施設アゼーリ水澄みから約1.5 km南東の西方寺原です。この届出も、平成29年2月24日から平成29年3月31日までを工事期間として、携帯電話の基地局を増設設置するというものです。

続きまして3号は、資料18ページ、図面番号⑩をご覧ください。届出地は、弥栄町木都賀の田、1444 m²の内4 m²です。場所は、浜田消防本部西部消防所弥栄出張所から約200 m東の塚の元です。この届出も、平成29年2月24日から平成29年3月31日までを工事期間として、携帯電話の基地局を増設設置するというものです。

続いて農地利用目的変更届について報告いたします。

農地利用目的変更届とは、自己の所有する田を埋め立てて畑や果樹園など、利用目的を変更する場合に届け出ていただくものです。

1号2号について、説明します。資料20ページ、図面番号⑪をご覧ください。届出地は、三隅町三隅の田、外1筆の田合計1,223㎡と同じく三隅町三隅の田外1筆の田、合計1,796㎡です。場所は、JR三保三隅駅から約650m南東の森溝上地区と森溝下地区です。この届けは、田を畑として利用するものです。

なお、2号については、現況が写真のとおり高速道路の工事の関係で埋め立てられていました。地権者に事情を確認しましたが、田んぼの一部が買収され、残った土地については工事が終わると砂利等を撤去することになっており、粟を植えるとのことでした。現在、一時転用の必要性について調査をしており、必要があれば、一時転用するよう指導するつもりです。

以上、報告します。

会長 以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。

ごさいませんか。

会長 では報告を終わります。

会長 その他事務局からありましたらお願いします。

事務局 事務連絡はありません。

会長 そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。

無いようですので以上を持ちまして、第25回総会を終了します。

終了 午前10時10分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議長

委員

委 員